

音威子府村過疎地域持続的発展市町村計画 (案)

【令和8年度～令和12年度】

北海道中川郡音威子府村

目 次

1	基本的な事項	
(1)	音威子府村の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	3
(3)	音威子府村行財政の状況	5
(4)	地域の持続的発展の基本方針	6
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	7
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	8
(7)	計画期間	8
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	8
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1)	現況と問題点	8
(2)	その対策	9
(3)	計画	9
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	9
3	産業の振興	
(1)	現況と問題点	10
(2)	その対策	13
(3)	計画	14
(4)	産業振興促進事項	15
(5)	公共施設等総合管理計画等との整合	15
4	地域における情報化	
(1)	現況と問題点	15
(2)	その対策	16
(3)	計画	16
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	16
5	交通施設の整備、交通手段の確保	
(1)	現況と問題点	16
(2)	その対策	17
(3)	計画	18
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	19
6	生活環境の整備	
(1)	現況と問題点	19
(2)	その対策	21
(3)	計画	21
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	22
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1)	現況と問題点	22
(2)	その対策	23
(3)	計画	23
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	24
8	医療の確保	
(1)	現況と問題点	24
(2)	その対策	24

(3) 計画	24
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	25
9 教育の振興	
(1) 現況と問題点	25
(2) その対策	27
(3) 計画	28
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	28
10 集落の整備	
(1) 現況と問題点	29
(2) その対策	30
(3) 計画	30
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	30
11 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	30
(2) その対策	31
(3) 計画	31
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	31
12 再生可能エネルギーの利用の推進	
(1) 現況と問題点	31
(2) その対策	32
(3) 計画	32
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	32
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1) 現況と問題点	32
(2) その対策	33
(3) 計画	33
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	34
事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分	35

1 基本的な事項

(1) 音威子府村の概況

①自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

音威子府村は、上川総合振興局管内の北部に位置し、北東は宗谷総合振興局管内中頓別町、北西は中川町、南は美深町に隣接し、東西 22.2 キロメートル、総面積 275.63 平方キロメートルである。

地形は、村の中央を天塩川が貫流し、北西部地域は段丘または扇状地で平地は少なく、南東部地域はやや起伏があるものの、概ね平坦な扇状地である。

気候は、地域的に内陸性気候圏になるが、東西ともに約 50 キロメートルでオホーツク海・日本海に達することから、むしろ海洋性気候に属し、四圍山岳に囲まれた狭隘な盆地的地形のため寒暖の差が著しく、12~3 月の平均気温は-6°C 以下、6~9 月には 17°C 以上となり酷暑時には 30°C 以上を示すこともあるが、酷寒時には-30°C 以下になることもある。また道内でも有数の豪雪地帯で、降雪量は 12 メートルを越えることもあり、平成 30 年 2 月には観測史上最高となる積雪深 281 cm を記録した。

また、音威子府村は、明治 34 年帝室御料領地に編入、明治 37 年には初めて開拓の鍵がおろされ、当時は士別村戸長役場に属し、明治 39 年下名寄村戸長役場所管となり、さらに明治 45 年同役場から中川村戸長役場に属し、大正 5 年 4 月 1 日中川村より分村し、新たに常盤村戸長役場を咲来市街に設置した。

大正 8 年には 2 級町村制が施行され、大正 14 年 11 月現在の音威子府市街に役場を移転し、昭和 38 年 4 月 1 日村名を「常盤村」から「音威子府村」と改称し現在に至っている。

音威子府村は、開拓以来馬鈴薯を主とする畑作農業であったが、昭和初期には乳牛が導入され、畑作から酪農へ推移し現在は畑作が主である。

また、大正元年には音威子府まで現在の宗谷線が開通し、大正 3 年には旧天北線が中頓別町字小頓別まで開通したことにより開発が進み、宗谷・天北の分岐点として発展してきた。さらに、国道 40 号・275 号の分岐点でもあることから、道北交通の要衝地として位置付けられてきた。昭和 50 年代前半から国の施策である国鉄の合理化、昭和 62 年の分割民営化、平成元年の天北線廃止などにより、村は存亡の危機を迎へ一層の人口減少となった。

基幹産業である農業は、生産調整や価格の低迷などの外因のほか、従事者の高齢化・後継者不足などの問題を抱えており、商業についても高齢化や後継者不足などの傾向が顕著に現れ、工業においては公共事業等の減少と労働者の高齢化など、地域経済は依然として厳しい時代を迎えている。令和 8 年 3 月に開通した高規格幹線自動車道（音中道路）のトンネル掘削期間中であった平成 19 年から平成 27 年は、「居住 3 か月要件」を満たす工事関係者が多数いたため、平成 17 年の国勢調査では、総人口 1,070 人から 75 人の減少にとどまり人口 995 人となったが、千人台を割り込む道内最少の村に変わりはなく、その後も人口減少に歯止めがかからず、平成 27 年には更に減少し 832 人、令和 2 年には 706 人、令和 7 年 9 月末では 604 人（住民基本台帳）となった。

このような厳しい情勢を受け、本村は令和 5 年度から向こう 10 年間の第 6 期音威子府村総合計画で策定した重点プロジェクトの施策の展開を強力に推し進めると共に、人間力を發揮しすべての村の資源を「地域力」として活かし、村としての「循環力」を高めコンパクトで自立性の高いむらづくりを進めている。

② 過疎の状況

令和 3 年度から令和 7 年度まで引き続き農業を始めとする地場産業の振興と、村立の北海道お

といねっぷ美術工芸高等学校の振興、自然のフィールドを生かした体験交流型観光の展開、クロスカントリースキー大会の開催や合宿誘致による冬季スポーツの振興、地域医療・福祉の充実、教育環境の整備、高齢者の健康福祉、子育て支援対策などに力を入れてきた。

これに加え、平成 24 年 7 月より、地域おこし協力隊制度の導入、平成 26 年度より移住定住促進対策として短期移住体験住宅の整備からお試し暮らしの実施など、過疎化に歯止めをかける施策の展開を進めてきた。

農業では、平成 24 年 12 月に音威子府村農業振興基本条例を制定し、農業者の自主的な努力と創意工夫によって地域農業の活性化を図り本村農業の経営安定を目指している。酪農 1 戸、畑作 15 戸（うち法人 1）と非常に少ない農業戸数ではあるが、令和 9 年には 1 戸 2 名が新規就農予定で明るい材料となっているが、依然担い手不足の状況に変わりない。引き続き農業を取り巻く情勢は厳しいが、農畜産物の生産性及び品質の向上、農業経営の健全化、農村環境の整備、担い手の育成に力を注ぎながら、新規就農者等雇用創出に結び付けたい。

観光産業では「住民保養センタ一天塩川温泉」と「山村・都市交流センター木遊館」を核に木工体験交流型観光の展開を図っている。またエコミュージアムおさしまセンターや高橋昭五郎彫刻の館など、芸術鑑賞や北大中川研究林のネイチャーガイドなど「芸術と自然」を結び付けた事業の展開も始まっている。

交通網の整備は、集落幹線道の整備が進んでいるが、改良率、舗装率とも依然低率であり、更なる整備が求められている。また村内 72 か所に及ぶ橋梁の長寿命化計画に基づき改修等の事業が進められている。

生活環境面では、市街地における下水道の整備が一定の整備を終えたことにより、村単独事業により農村部や一部集落での合併処理浄化槽設置整備事業補助金による整備が行われている。

宅地造成は一部に残があるが村広報等を通じて村内、村外に周知を図り完売を目指している。また公営住宅長寿命化計画による老朽化した公営住宅の更新が進んでおり、平成 25~26 年度富士見団地 4 棟 16 戸、27 年度北星団地 2 棟 4 戸、29~30 年度本線団地 4 棟 16 戸が新しく建て替えられ、住環境の整備も進んでいる。

12 種類に及ぶ分別収集によるごみの減量化対策が進み、ダイオキシン問題による一般廃棄物の処理は、平成 14 年度から美深町への委託により処理をしていたが、容量限度のため平成 30 年度から名寄市的一般廃棄物最終処理場での広域による埋め立て処分としている。生ゴミ処理は微生物による村での独自処理を行っていたが、施設の老朽化、維持費高騰等により、名寄市での炭化処理方式へと変更してきた。

高齢化対策としては、介護保険制度のサービス内容充実に向けさまざまな課題を抱えながらも努力しているが、平成 27 年度に基本設計、実施設計を行い、28 年度には複合型高齢者等施設の建設に着工し、29 年度より施設運営が開始となった。同施設は村立診療所と併設する大きな利点を活かし住民はもとより、村外の方で健康で大自然の中での生活を希望される高齢者向けの「住まいの場の提供」としても取り組みが進められ、移住定住から人口の増加を視野に入れた事業としても展開している。

平成 24 年 7 月に採用を開始した地域おこし協力隊は、これまでに 7 名が任期を終え、1 名は集落支援員（兼業）として、1 名は村職員として活動している。令和 7 年度 11 月現在では、4 名の雇用型隊員と 1 名の委託型隊員が活躍している。

しかしながら人口の減少は、自然減或いは社会減を要素に過疎化が進む現実があり、今後どれだけ緩やかにその減少を食い止めて行けるか、一人でも多くの人口増加を求めていくには、道内最少の村としての利点を活かした大胆な取り組みと発想、コンパクトコミュニティの形成が早急に求められている。

③ 社会経済的発展の方向

村の基幹産業である農業の振興は、道内 4 番目の作付面積を誇るそばが主流となるが、今後においてもそばの振興を図り、品質の向上と安定供給が求められる。村の畑作農業は 25 年度以降、そば農家を中心に 3 戸の若い担い手が誕生した。この青年たちは「ねっぷえいど」なる組織を立ち上げ、生産から販売まで自ら実施しようと 6 次産業化に取り組み、商品化されたそばは地元飲食店でも好評を得ている。また、アスパラガス、きぬさや、フルーツトマトなどの高収益作物の導入も進み、その作付面積も増え、地元産品として定着してきている。

国の公共事業である高規格幹線自動車道路（音中道路）は、軟弱な地盤等に苦しみ建設工事が大幅に遅れていたが、音中トンネルが令和 2 年にようやく貫通したことにより、令和 8 年 3 月に全面開通を迎えることとなった。音中道路の開通により今後の村づくりに大きな期待が寄せられ、同時に将来を見据えた地域づくりの取り組みを進める必要がある。

(2) 人口及び産業の推移と動向

旧国鉄宗谷本線・天北線の分岐点として発展してきたが、農林業を中心に人口が減少し、さらに旧国鉄の合理化や分割民営化、また JR 天北線の廃止に伴うバス転換等、めまぐるしい社会情勢の変革と就労の場の不足から、若年層を中心に人口の流出が続いてきた。

これらの急激な人口の減少に伴い、商業を始めとする産業や学校の教職員の定数減少のほか、高齢化による活力の低下等地域振興上の問題は多い現状である。

また、農業を取り巻く環境は、高齢化と共に担い手不足や価格の低迷等依然厳しい状況にあるが、基幹産業である農業の生産性を高め、付加価値の高い農産品づくり等を推進している。

林業についても特用林産加工物の専一層の促進や森林機能を活かした木のぬくもりのある村づくりを展開している。

音威子府村の人口推移を国勢調査で見ると、昭和 35 年 3,886 人、昭和 50 年 2,552 人で 1,334 人の大幅な減少となったが、その後も減少を続けており、平成 2 年 1,584 人、平成 17 年 1,070 人で 32.4% の減少率となっている。令和 2 年は 706 人となり平成 17 年との対比で 364 人、34.0% と引き続き大きな減少となっている。

また、年齢別人口構成では、平成 17 年対比令和 2 年で年少人口（0～14 歳）が 59.3% と大幅に減少したが生産年齢人口（15～64 歳）が 34.6% の減少にとどまっている。この要因は北海道おといねっぷ美術工芸高等学校に在校する生徒（令和 2 年 4 月末 112 名）によるものである。

また 65 歳以上の高齢者比率は増加を続け、平成 27 年度では 27.5% となつたが、高齢者人口は 229 人となり、初めて減少へと転じた。以降も高齢者人口は減少を続け令和 2 年には 211 人、高齢者比率は増加し 29.9% となつた。

村人口の大きな特徴は「3 月に一気に減少し 4 月に減少数とほぼ同数増加する」ことが繰り返されているが、その大きな要因は「高等学校生徒の卒業と入学」「教職員等の転出と転入」に起因する。（令和 6 年 3 月末人口 579 人 4 月末人口 628 人・令和 7 年 3 月末人口 549 人 4 月末人口 600 人）

平成 24 年 7 月より地域おこし協力隊 2 名を採用し、次年度以降、計 11 名を採用、任期満了後も定住できる様取り組みを推進してきたが、現在まで 2 名が村内で定住を続けている。また平成 26 年度から北海道おといねっぷ美術工芸高等学校の卒業生が村内に就職している状況が続いている。主な就職先は村職員（高等学校関連）、民間事業所（木工関連）、芸術家として独立等であるが、村に残りたいとする高校生の希望を叶える就労の場づくりが求められている。

しかしながら新卒者を受け入れる企業や職場が極端に少ないため、新たな事業、産業の開発に

による就労機会の確保や、木材工芸等による体験型観光の実施による流動人口の増加や、移住定住施策の展開から短期移住体験住宅の利用による一時定住の確保など、ハード・ソフト面の行政による支援の充実が求められている。

産業別に見ると、第一次産業は、そばを主とする畠作と酪農及び林業である。第二次産業は、建設業及び木材チップ工場・食料品製造業であり、第三次産業は役場や教職員等のサービス業を主に小規模小売店、飲食店等となっている。

産業別就業人口の推移についてみると、第一次産業の就業人口は平成 17 年対比令和 2 年では 18.0% の減少となっている。林業は更に減少し、農業では後継者不足による高齢化、離農が依然進展しているが、平成 27 年以降より新規就農者 4 名が入り、また畠作では 20 代、30 代の若い担い手が 4 戸、後継者となる世代交代が生まれるなど明るい材料となっている。

第二次産業については、平成 17 年対比令和 2 年で 35.9% の減となったが、この要因は高規格幹線自動車道路建設に従事した工事関係者の減少によるものと考えられるが、公共事業の発注減少とともに企業数も減少し、さらには就労者の高齢化による離職も顕著である。また、本村は宗谷線・天北線の分岐点、旭川市・稚内市の中間としての立地条件はあるものの、多雪寒冷や流通コストの面からも工場誘致には困難性がある。

第三次産業については、役場職員と小・中・高等学校の教職員で 106 人、宿泊・飲食業で 27 人、医療・福祉関連で 40 人、運輸・郵便事業で 25 人、卸売・小売業で 23 人となっているが、商店等の店主の高齢化や後継者不足、閉店など様々な問題を抱えており、あわせて人口の減少に伴い事業所の規模縮小や撤退なども危惧されている。

表 1－1 (1) 人口の推移（国勢調査）

区分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 2,100	人 1,584	% △24.6	人 1,070	% △32.4	人 832	% △22.2	人 706	% △15.1
0 歳～14 歳	406	292	△28.1	108	△63.0	45	△58.3	44	△2.2
15 歳～64 歳	1,496	1,068	△28.6	690	△35.4	558	△19.1	451	△19.2
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	482	281	△41.7	208	△26.0	199	△4.3	178	△10.6
65 歳以上 (b)	198	206	4.0	272	32.0	229	△15.8	211	△7.9
(a) / 総数	%	%		%		%		%	
若年者比率	23.0	17.7	—	19.4	—	23.9	—	25.2	—
(b) / 総数	%	%		%		%		%	
高齢者比率	9.4	13.0	—	25.4	—	27.5	—	29.9	—

表 1－1 (2) 人口の見通し（人口ビジョンより）

		2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
趨勢	人口	995	886	758	649	556	478	406	343	293	258	235
人	0～14 歳	53	29	23	18	15	15	15	14	11	9	9
口	15～65 歳	696	616	476	356	293	257	222	205	192	177	168
戻	65 歳以上	246	241	259	275	248	206	169	124	90	72	58
戻	人口	995	886	815	753	703	655	611	563	521	496	498

略	0~14 歳	53	29	29	31	34	32	31	35	40	46	59
人	15~65 歳	696	616	515	436	397	384	352	339	318	287	285
口	65 歳以上	246	241	261	286	272	239	228	189	163	163	154

※2010 年の総人口である 995 人から、今後の趨勢人口として 2060 年には 235 人にまで減少することが見込まれるが、人口推計シミュレーション、これまでの人口動向の特性を踏まえた上で、合計特殊出生率の上昇並びに純移動率の上昇を図ることにより、長期的視点から人口減少の抑制に取り組み、2060 年度において 500 人程度の人口規模をめざす。

※戦略人口における合計特殊出生率及び社会動態について、次のように設定。

【合計特殊出生率：2025 年に 1.80、2030 年に 2.07 まで上昇し、以降は 2.07 を維持】

【社会動態：2025 年 22 人減、2030 年 13 人減、2050 年 9 人減、2060 年に 15 人増に転換】

(3) 音威子府村行財政の状況

音威子府村の議会構成は 1 常任委員会で、昭和 30 年に人口減少・少数精銳主義・人件費の削減を理由に議員定数を 12 名に削減し、その後、昭和 58・62 年、平成 15 年に各 1 名を減じ、平成 18 年 4 月 1 日から 6 名とし現在に至っている。

広域行政については平成 23 年 12 月から名寄市と士別市を中心市とする「北・北海道中央圏域定住自立圏」を 2 市 9 町（宗谷総合振興局管内 3 町含）2 村（オホーツク総合振興局管内 1 村含）で構成し同 24 年 3 月には「北・北海道中央圏域定住自立圏共生ビジョン」を策定し今日に至っており、医療・福祉・介護等、広域での行政推進を図っている。

行政区は、昭和 54 年に構成替えを行って 11 区に編成したが、市街地の 3 町内会をのぞいては世帯数も少なく点在している行政区が多くなっていることから、平成 20 年より音威子府地区及び咲来地区の 2 行政区となっている。

持続可能な財政運営を図る観点から、村長を本部長とする行政改革推進本部を設置し、未来へつなぐ財政基盤を確立するため、平成 17 年度以降第 3 次にわたり「音威子府村自律プラン」を策定し、行財政改革に取り組むとともに、平成 30 年度には「財政規律ガイドライン」を策定し、効率的・効果的な行財政運営を図ってきた。

音威子府村の歳入総額は、平成 27 年度の 22 億 8,925 万円から、令和 6 年度の 22 億 2,401 万円と 6,523 万円、約 2.8% 減となっている。これは、平成 27 年度チセネシリ寮増築工事等の影響で地方債が 2 億 8,299 万円減少している。一方で、一般財源は 1 億 7,198 万円増加し、約 90% が地方交付税に依存した収入となっている。

歳出総額は、平成 27 年度の 21 億 5,749 万円から、令和 6 年度の 21 億 5,157 万円と 592 万円 0.3% 減となっている。義務的経費は、対平成 27 年度比、令和 6 年度で 2 億 2,991 万円の増加となり、投資的経費は、3 億 8,143 千円の減少となっている。

地方債の現在高は、平成 27 年度 22 億 4,596 万円から、令和 6 年度 19 億 9,058 万円と 2 億 5,538 万円減少しているが、平成 27 年度はマイナスであった将来負担比率も令和 2 年度には 27.8、令和 6 年度は 2.9 となっており、財政規模が小さく、歳入の大半を地方交付税に頼らざるを得ない本村においては、更なる効率的・効果的な財政運営を行うとともに、自主財源の確保が求められている。

表 1－2 (1) 行財政の状況

区分	平成 27 年度	令和 2 年度	令和 6 年度
歳入総額 A	2,289,247	2,196,714	2,224,013
一般財源	1,566,052	1,572,625	1,738,035

国庫支出金	107,076	259,541	115,440
道支出金	33,541	35,588	27,020
地方債	367,590	105,598	84,596
うち過疎対策事業債	253,800	66,400	107,700
その他	214,988	223,362	258,922
歳出総額 B	2,157,488	2,100,393	2,151,570
義務的経費	725,792	890,174	955,702
投資的経費	558,246	195,494	176,919
うち普通建設事業	558,246	195,494	176,919
その他	873,450	1,014,725	1,018,949
過疎対策事業費	269,121	130,849	205,752
歳入歳出差引額C (A - B)	131,759	96,321	72,443
翌年度へ繰越すべき財源 D	4,434	0	0
実質収支 C - D	127,325	96,321	72,443
財政力指数	0.10	0.11	0.10
公債費負担比率	10.0	17.2	17.0
実質公債費比率	2.5	6.1	7.4
起債制限比率	-	-	-
経常収支比率	92.2	92.9	92.7
将来負担比率	-	27.8	2.9
地方債現在高	2,245,959	3,011,282	1,990,583

表1－2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55年 度末	平成2年 度末	平成12年 度末	平成22年 度末	令和2年度 末
市町村道	172,566	182,531	184,693	184,678	184,652
改良率 (%)	18.9	23.8	34.5	36.3	36.4
舗装率 (%)	6.2	17.7	27.0	28.0	28.0
農道延長 (m)	13,020	2,797	2,797	2,797	2,797
耕地1ha当たり農道延長 (m)	14.4	13.7	13.5		
林道延長 (m)	6,176	1,944			
林野1ha当たり林道延長 (m)	1.8	1.8	1.8	1.8	
水道普及率 (%)	80.1	84.6	86.1	90.68	91.18
水洗化率 (%)	(23.0)	27.8	26.8	93.15	95.68
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	19	19	19	19	19

(4) 地域の持続的発展の基本方針

音威子府村は、明治37年に開拓の鋤がおろされてから令和8年で122周年を迎える。その後、現在の中川町から大正5年に分村し、当時の人口は2,313人であり、国鉄宗谷線及び天北線の開通により宗谷・天北への分岐点として発展し、昭和23年から昭和35年の人口4,000人台をピークに、30年後半からは高度な経済成長の歪みから農林業を中心に減少し、さらに繁栄した国鉄の

合理化・分割民営化及び天北線廃止によるバス転換などめまぐるしい社会情勢の変革や若年層の村外流出も続き、人口も現在では約600人の道内最少の村になり、ピーク時の7分の1程度となった。急激な人口減となったことは農業及び商工業等、産業への影響は大きくかつ労働力不足・高齢化による活力の低下はもちろん、日常の地域社会に与える影響もきわめて大きい。

令和3年度～令和7年度の本村の過疎地域持続的発展計画においては、産業全般の均衡ある振興や文教施設の整備、交通網の整備、また高齢化社会に対応した介護、福祉、医療施策の展開を推進してきた。

当初の目標には到達しないながらも一定程度の成果を得られてはいるが、雇用の場の減少が止まらないことから依然として都市への人口流出が続き、基幹産業である農業を取り巻く状況は厳しく、商業においても近隣市に出店した大型店の影響から購買力の低下が著しく、所得の減収はなお続いている。

こういった情勢を受けて、令和5年度～令和14年度までの10年間、本村の第6期総合計画では小さくとも個性的で魅力に溢れ地域ぐるみで協力し合う住民が集う地域づくりを基本に目指す姿を「1人ひとりの匠が活躍する村・おといねっぷ」として21世紀の村づくりに取り組んでいく。

このため、今計画においても引き続き第6期総合計画の以下の3つの基本目標を掲げる。

- ① 森とひとが共生する
- ② 森に学びひとが未来を創る
- ③ 森の大切さを知るひとが育つ

施策の柱として

- ① について（1）森に囲まれた環境にやさしい村（2）自然と調和した住み良い村（3）村民の命と財産を守る安全な村
- ② について（1）村民の活力があふれる村（2）自分らしい働き方と生き方を送れる村
- ③ について（1）村への愛着と生きる力を育む村（2）互いに思いやり安心で活き活きと暮らせる村（3）ともに支え合い関わり合う村

これらの施策による村づくりを推進しており、基本計画にそった実施事業等について今後検証作業を行い、令和15年度から始まる第7期総合計画へと反映を行う。

また、平成29年度から展開している音威子府村まち・ひと・しごと創生総合戦略において、北海道おといねっぷ美術工芸高等学校を中心とした、魅力ある村づくりを進める。

（5）地域の持続的発展のための基本目標

1) 人口に関する目標

（2）の表1－1（2）人口の見通し（人口ビジョン）では、2030年度（令和12年度）703人としているが、令和7年10月末日現在594人で、既に109人下回っており、人口ビジョンで目標としている人口の達成は非常に困難なことから、本計画の期間中は現状維持の人口を目標とする。

令和12年度末人口・・・594人

2) 財政力に関する目標

村の歳入に占める村税の割合は5%程度と非常に低く、その多くは村民税と固定資産税であるが、財政を支える税収を確保するため、本計画の推進により収入の確保に努め、村民税の納税者及び課税所得については、令和6年度の水準確保を目標とする。

村民税納税者数 314人

課税対象所得 606,542千円

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況について、総務課地域振興室が事務局となり全庁横断的な連携により、課題ごとの現況と問題点、その対策に対する具体的な進捗状況、事業計画の達成状況を「P D C A サイクル」により毎年度ごとに評価・検証し、ホームページ等により公表する。

(7) 計画期間

計画期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 か年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画では、公共施設等の管理に関する基本的な考え方として「音威子府村の公共施設における現状と課題から、将来、施設の長寿命化をめざした改修・更新にかかるコスト試算の結果を踏まえ、基本となる全体目標を設定し、公共施設を建築系公共施設とインフラ資産に大別したうえで検討を行い、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、将来の更新費用の削減を図る。」こととしており、本計画と公共施設等総合管理計画は適合する。

公共施設全体では、「施設の適切な維持管理、必要な修繕を行い、コストの縮減・平準化及び長寿命化を実施し、更新・廃止・解体等は必要性や需要を考慮し総合的に判断する」としており、本計画と公共施設等総合管理計画は適合する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

①移住・定住・地域間交流

全国・全道を上回るスピードで人口減少が進む本村においては、首都圏を中心とした人々の地方移住等への関心の高まりを踏まえ、「疎」や「自然」という特性も新たな価値として、人々のニーズを的確に捉え、本村の魅力発信を強化し、本村への人の流れを作ることはもとより、都市部と地域との継続的なつながりを深める取り組みをより一層推進していくことが重要となっている。

本村における移住・定住の取り組みとしては、平成 24 年度から地域おこし協力隊制度を導入し、令和 7 年度まで雇用型隊員として木工芸指導、福祉関連や集落支援、エコミュージアムの運営、観光、教育関連等の分野で 11 名、委託型隊員として 1 名を受け入れ、現在 5 名が協力隊員として活動中だが、任期満了後の進路としては 2 名が村内に定住し、5 名は離村の道を選択するなど、働く場の確保、起業への支援等が課題となっている。

短期移住体験住宅は 2 棟 3 戸を整備し、道内・外から受け入れを行っており（令和 2~3 年度は新型コロナウィルス感染症の影響で受け入れ中止）、村内の木材工芸体験施設との相互利用など、利用者からは大変好評で、リピーターも多くいる。短期間の利用に終わるケースが多いが、夏季のシーズンステイではあるが直接移住に結びついたケースもある。

また、道内唯一の美術工芸を専門とする北海道おといねっぷ美術工芸高等学校は、生徒の殆どが村外出身者であり、卒業とともに村を離れることになるが、大学卒業後や転職等で村への U ターンを希望する者も多くおり、平成 24 年度以降 20 名が移住し、現在は 6 名が定住している。また、移住を希望する卒業生には、村単独の補助により引っ越し費用の一部を補助しているが、働く場が限られており、大きな成果にはつながっていない。

本村は、旭川市と稚内市の中間に位置し、国道 40 号と 275 号が分岐しており、40 号を経由して日本海まで 1 時間、275 号を利用してオホーツク海まで同時間で達することができる。また、旧国鉄時代には宗谷本線と天北線が分岐していたことから、現在も人口約 600 人の村に特急列車も停車するな

ど、地域間の交流を促進できる好条件がそろっている。特に旧国鉄時代からの鉄道ファンは、現在も道内外から訪れる方も多く、鉄道をキーとした交流人口の増加等を見込んだ施策も必要となっている。

②人材育成

北海道おといねっぷ美術工芸高等学校の3年間で、生徒全員が美術と工芸を専門に学び、その技術は道内外からも高く評価されているが、現実的に生徒の殆どは卒業とともに村外に転出せざるを得ないことから、一人でも多くが村内にとどまり、技術を生かすことができる道や、就職先の確保等が大きな課題となっている。

人口減少とともに高齢化が進む本村では、農業・商業においても後継者不足、担い手の不足は深刻な問題となっている。農業では、新規就農者の受け入れや後継者確保等により一部で明るい兆しは見えているが、商業においては、廃業や働き手の不足が深刻となっており、農業振興基本条例、中小企業振興基本条例等を活用し、関係機関が一体となって人材育成に取り組むことが必要となっている。

(2) その対策

①移住・定住・地域間交流

- 1) 地域おこし協力隊員の受け入れと、定住対策を充実、整備する。
- 2) 移住者・UIJターンでの新規就業支援を拡充する。
- 3) 短期移住体験住宅の整備と、村内関連施設との連携、相互利用を拡充する。
- 4) おといねっぷ美術工芸高等学校卒業生のUターンを促進する。
- 5) 地域間交流を促進し、関係人口、交流人口の増加につなげる。

②人材育成

- 6) 村内事業所の働き手の確保、担い手の確保に努める。
- 7) 農業振興基本条例、中小企業振興基本条例の推進により、関係機関が一体となり地域の担い手の人材育成に取り組む。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間 交流の促進、人材 育成	(1) 移住定住	短期移住体験住宅整備事業	村	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 地域間交流	都市学生交流事業（シェアハウス整備等）	村	
		山村・都市交流センター（木遊館）機械更新事業	村	
		小さな村g7サミット事業	村	
		地域間交流・地域応援団推進事業	村	
	人材育成	人材育成促進事業（アーティスト受け入れ事業）	村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

音威子府村公共施設等総合管理計画において「施設の点検及び診断の結果に基づき、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を行うことで、トータルコストの縮減・平準化及び長寿命化を実施し、

更新、廃止、解体等については施設の必要性や需要を考慮し、総合的に判断する。」としている。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

①農業の振興

音威子府村の農業は、北見・天塩山脈に囲まれた天塩川流域の帶状の地形の中で、豪雪寒冷の厳しい気象条件の中で畑作・酪農が営まれており、昭和 47 年に村全体が農業振興地域の指定を受けている。

農地は、令和 6 年では、1,710ha と総面積の 6.2% を占めるに過ぎず、耕地は粘土質が多いため大型機械の踏圧・排水の不備などがあり、土づくりの推進と排水などの基盤整備がさらに必要とされている。

平成 11 年に村常盤農協と美深農協とが合併、その後中川町・下川町の農協と合併し「北はるか農協」となり、新たな農業施策の展開を始めたが、これらを受けて村内で農業を営む者が「営農集団」を立ち上げ、集団・共同作業への取り組みも始まった。

農家戸数の推移は、農業経営者の高齢化や後継者不足から、離農や酪農から牧草栽培・採取への転換等が相次いでいるが、平成 26 年の 19 戸から令和 6 年度末では 16 戸（個人 15 戸、法人 1 事業所）と減少している。

農業形態の推移は、専業農家の大半が酪農で、兼業農家はそばや高収益作物を主作とする畑作で、離農跡地の賃貸借などにより経営規模が拡大されてきている。

主要作物の「そば」は令和 6 年作付面積 900ha、460 t の収穫量を誇り道内 4 番目となっており、大規模経営で道内有数のそば生産地として有名であるが、土づくりや地力増進作物との輪作体系の確立と、暗・明渠排水等の基盤整備が必要となっている。さらには、時代に即応し、利潤性の高い作物「カボチャ」「きぬさや」「アスパラガス」「フルーツトマト」等の作付けも進んでおり、今後も消費者ニーズ・気候・風土に合った作物づくりが必要である。

酪農では、平成 26 年の乳用牛頭数は 240 頭であったが、令和 3 年には 1 戸のみの飼育となり飼養頭数も令和 6 年度では 40 頭と大幅な減少となった。高齢化等による離農や酪農から牧草の栽培・採取への転換等の影響が大きく、乳質の向上や加工品開発などの検討も必要になっているとともに、牧草の収量も減少しているなど、草地管理の徹底（更新等）による品質向上及び良質粗飼料の確保が必要となっている。

こういった現実の中で新規就農者として、平成 27 年に酪農家 1 戸 2 名、平成 30 年に畑作 1 戸 2 名を受け入れることができた。また、平成 25 年度以降、4 戸の畑作農家において後継者が誕生し、令和 9 年度には新規就農を 1 戸 2 名予定しているなど明るい展望もあり、今後においても新規就農者の受け入れや、後継者対策に力を入れていく必要がある。

農業機械、施設については、農業振興基本条例を主とした各種補助事業により整備が図られ、集団による共同利用が定着しつつあることから、今後も集団での有効活用と管理の徹底を図っていく。

農業粗生産額については伸び悩んでいる状況にあり、高収益作物の導入や、畑作・酪農ともに品質の向上がより求められている。

農道及び農道に掛かる橋梁については、各種補助事業等により整備が進められている。

②林業の振興

音威子府村の森林面積は、道有林 14,415ha・北海道大学研究林 7,845ha・村有林 678ha・私有林 749ha で総面積の 86% を占めている。村内には森林組合組織がないため、上川北部森林組合区

域となっているが、加入者は僅かである。

私有林については、天然林が約 63.2%で若齢級のものが多く、人工林 336 ha で森林整備計画の達成率は約 37%となっている。成育の状態は豪雪寒冷地であるため悪く、かつ木材価格の低迷もあり造林者は少なく、また一般民有林が点在していることから、作業道の整備が遅れているとともに公有林の造林事業も減少傾向にあり、林業労務者の雇用上の問題となっている。

森林は、水源かん養・国土保全・自然環境の保全機能を有しております、その保全に務めるとともに、造林事業を計画的に推進していく必要がある。

③商業の振興

平成 26 年度における音威子府村の商業（小売業）は、店舗数 11 店、従業員 30 人であったが、令和 6 年 4 月現在の店舗数は 12 店、従業員 20 人となっており店舗数は維持できているものの、従業員数は減少となった。

要因は人口の減少、事業主の高齢化及び後継者不足による廃業と、都市圏への消費者の流出等によるものだが、今後においても厳しい状況が続くものと予想される。

小売業形態は、食料品や日用雑貨等を中心とした小規模な商店のため、商品の集積が乏しく、都市圏へ購買力が流逝し経営を圧迫している。

小さな村ではあるが村民の購買力を高めていくためには商工会等との協力やプレミアム商品券などの発行に伴う消費喚起策、集客力を強めるための対策や、消費者ニーズに対応できる商品集積の充実が必要である。さらに、地域住民と一体となって開催している「ふるさとまつり」は、地域の商業を活性化させる一翼を担っていることからも、以降も継続した取り組みが必要である。

また、人口の大幅な減少は、同時に地元での働き手の不足にも直結していることから、従業員（パートも含め）の確保が大きな課題となっている。

④工業の振興・企業の誘致対策

音威子府村の鉱業は、昭和の時代に天塩川からの川砂利採取業と碎石業を合わせて操業していたが、現在は全て廃業している。

工業は令和 7 年 9 月末現在、木材チップ製造業 1、羊糞製造業 1 で従業員数は数名と非常に少ない。

⑤観光またはレクリエーション

音威子府村の観光は、「住民保養センタ一天塩川温泉」、「音威富士スキー場」、木工芸体験施設「山村・都市交流センター木遊館」、彫刻家砂澤ビッキの作品を展示公開している「エコミュージアムおさしまセンター」と「道の駅おといねっぷ」が中心となっている。

音威富士スキー場は年次計画により施設の整備を行なっており、圧雪車を更新するなど、道内有数の雪質を誇るゲレンデを快適に使用できるよう整備に努め、スノーボードの乗り入れも可能にするなど、観光施設としての充実を図っている。昭和 56 年に設置されたナイター照明も老朽化を迎えているが、年次計画による整備を行い、週 3 回のナイター営業にも努めているが、近隣町村の人口減少とともに、全国・全道的にスキーリーの傾向と、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和 2 年度の利用者数は 39,439 人で、前年対 36% の大きな減少となった。以降は、令和 5 年度から毎週月曜日を定休日として営業を続け、令和 6 年度の利用者は 41,833 人となりコロナ禍からの回復傾向が見られた。

「道の駅おといねっぷ」は平成 5 年に登録され、国道 40 号と 275 号の分岐点に位置し、24 時間トイレ、レストラン及び特産品販売ブースを兼ね備え、また道路状況等の情報提供などを実施

している。特に夏季間の道北観光の際の域外からの利用や、国道 40 号と 275 号沿線住民の利用が多いが、そのほとんどがトイレの使用である。施設は既に四半世紀以上経過し老朽化が著しいが、旭川開発建設部により令和元年度にトイレ部分が改修され、快適な空間となり利用者からも好評となっている。レストラン部門は、長年経営していた個人事業主の撤退により、平成 30 年 1 月から暫くの間は休業となっていたが、新たな個人事業主により令和元年 5 月から再開されたが令和 7 年 3 月に撤退。令和 8 年度より小売販売業が出店予定である。

「天塩川温泉」は、平成 16 年から指定管理者制度により民間業者へ委託している。住民保養センターとして、観光施設として、村唯一の大型宿泊施設として担うべき役割は非常に大きいが、指定管理者の経営努力だけでは限界があり、村観光協会及び行政が一体となった利用促進に向けた取り組みが必要である。温泉施設も年次的に老朽化した施設の更新や改修を実施、平成 25 年からは、木質チップを原料にしたバイオマスボイラーによって施設の熱源供給を実施し経費節減など実績が上がっている。17 年間にわたり指定管理者であった民間業者が令和 3 年 3 月末をもって撤退したことから、4 月からは道内の自治体でも運営経験のある新たな指定管理者のもとでの経営となっている。

音威富士スキー場麓にある「青少年宿泊研修施設トムテ」と「住民保養センター天塩川温泉」は、夏季には全道の中学生を対象としたスキートレーニング合宿が実施され、冬季は全日本クロスカントリー大会の選手・競技関係者の宿泊があり、固定時期の収入が見込まれるが、日常利用者の増加や宴会等の確保など更なる営業努力が課題となっている。また両施設は、指定管理による村有施設であり、村内に民間の旅館業は存在せず、平成30年、令和元年には民泊施設2軒がオープンし、宿泊客を受け入れているが、旅行者のニーズの多様化への対応や食事の提供等にも課題がある。

「クロスカントリー競技の聖地」として地域の振興を図るべく、その取り組みは実に30年以上となるが、その甲斐あって地元の高等学校クロスカントリースキーチームの活躍も目覚ましく、全国総合優勝を果たすなど、地域に勇気と元気を与えてくれている。

平成 22 年度には、国際スキー連盟及び全日本スキー連盟が公認する競技場に近代的な本部管理棟が建設され、迅速な競技運営に定評がある。毎年 12 月にはクロスカントリー音威子府大会が開催され、コース管理、運営などに高い評価を得ており、今後においてもその努力を惜しまず振興しなければならない。

また冬季スポーツの振興にとどめず、夏季においてもそのコースとスキー場ゲレンデを活用したトレイルランニング大会も、平成25年度から開催されている。新型コロナウイルス感染症の影響等により平成30年の第6回トレイルランニング音威子府大会を最後に、開催を見送っていたが、令和6年に6年ぶりとなる同大会を再開することができ、今後も年間を通して新しいスポーツ振興から地域の活性化を図っていきたい。

村内を流れる北海道第2の長流「天塩川」は、カヌーの利用が盛んで毎年「天塩川カヌーツーリング」が実施され、道内外から多くの愛好者が参加し川下りを楽しんでいる。村内には3カ所のカヌー発着場があるが、殆どが通過型の利用であり、村内施設等との連動した利用等も模索する必要がある。

観光事業は開発等が伴うハード事業と、ガイド等の人の育成などソフト事業が効果的効率的にかみ合うことによって活性化するものであり、利用者からの意見等を実行に移すなど、村の歴史や大自然を活かしたアウトドア観光と連動させ、入り込み客の増大を図るための施設の充実に向けた取り組みを行い流動人口の確保を図る。

⑥地場産業の振興・起業の促進

音威子府村における地場産業は、食する「そば」の生産と、原料となる「そば」の生産が中心となる。食する「そば」では、全国的にも有名だった「黒いそば」は食堂・製麺会社とともにその歴史に幕を降ろしてしまったが、他にも若手そば農家の6次産業化による「干そば」や、食堂経営者により「半生そば」も新たに生産・販売され、村内では現在3種類のそばを購入することができ、3店舗でそばを食することができる。畑作の中心は玄そばの生産となるが、若手担い手も増えており、将来に向けて明るい材料となっているが、他の農作物との輪作体系の確立や地力増進作物の導入等が課題となっている。

また、北海道産の小豆を使用した羊羹も地場産品として定着し、非営利活動法人と個人事業主により生産・販売され、好評となっていたが、現在は個人事業主のみの生産・販売となっている。

食以外では、北海道の広大な自然から生み出される道産材を活用した木材工芸品の生産・販売も行われており、名刺入れ等の小物から、置時計など贈答品として好評だが、大量生産が難しく、新製品の開発や担い手の育成、生産体制の整備や販路の拡大等に大きな課題がある。

平成26年度制定の中小企業振興条例は、新規開業だけでなく、新商品の開発・設備導入や、改修・更新など幅広く活用できるように制定しているため、多くの事業者が利用し好評となっている。

急激な人口減少は同時に購買人口の減少にもつながり、村内での起業にも大きな支障となるが、豊富な農畜産物や山菜、道産材等を活用した事業、場所にとらわれない事業の展開など、特色ある事業の展開を期待し、支援策を構築する必要がある。

(2) その対策

①農業の振興

- 1) 新規就農者の受け入れ及び育成体制の整備。
- 2) 土地改良整備事業の促進を図り、生産基盤の整備に努める。
- 3) 畑作における高収益作物の新規導入及び鳥獣対策の強化や、酪農での乳質の向上、乳産加工品の開発、良質粗飼料の確保を図り、経営の安定を目指す。
- 4) 生産集団体制強化を図り、機械・施設等の共同有効活用と、酪農における家畜糞尿等を畑作で有効活用させ、土壤改良から経営安定化に努める。
- 5) 安定した農業経営を目指すための各種研修会の開催や、ゆとりある農業の確立に向けた体制整備を図る。

②林業の振興

- 6) 造林事業を推進し、林業労務者の安定確保と森林の保全に務め、上川総合振興局北部森林室、北海道大学北方生物圏フィールド科学センター森林圏ステーション中川研究林との連携を図り「親林」事業をより一層展開する。
- 7) 木材工芸が盛んな地域としての特色を生かすため、村産の材料加工、調達が可能となるシステムづくりを進め、中川郡産の材料使用を含め広域的な林業、木工芸振興を図る。

③商業の振興

- 8) 活気ある商店街づくりのために、村の中心市街地の活性化を促進し、集客力を強める対策や消費者ニーズに対応できる商品集積の充実を図り、経営の安定を目指す。
- 9) 村中小企業振興条例の活用により、新規開業、後継者、担い手の確保に努める。

④工業の振興・企業の誘致対策

- 10) 村中小企業振興条例の活用により、新規開業、後継者、担い手の確保に努め、企業誘致を

進める。

⑤観光またはレクリエーション

- 11) 天塩川を利用したカヌ一体験、体験交流型観光の木材工芸体験施設である「山村・都市交流センター木遊館」、美術館とネイチャーセンターの要素を持った「エコミュージアムおさしまセンター」等と、宿泊施設である天塩川温泉、青少年宿泊研修施設とが連動した観光の展開と、民間活力の導入等により新たな流動人口の確保を図る。
- 12) 冬季観光の目玉である音威富士スキー場の整備・クロスカントリーコースの整備充実を進め、その環境を生かした冬季スポーツの振興を図る。

⑥地場産業の振興、起業の促進

- 13) そばをはじめとした道内産、音威子府村産の農産物等を使用した特産物の生産と販路の拡大を図る。
- 14) 村中小企業振興条例を活用した新規開業等の起業家の育成を促進する。

⑦広域、民間事業者との連携

- 15) 産業の振興においては、必要に応じて他の市町村及び北海道、または民間企業、教育研究機関等との連携を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	有害鳥獣対策補助事業	村	
		小規模基盤整備事業	村	
		土づくり対策事業	村	
	(2) 地場産業の振興 加工施設	農畜産物処理加工施設整備事業	村	
	(3) 起業の促進	アーティスト起業促進事業	村	
	(4) 商業 その他	プレミアム付き商品券販売事業	村	
		ふるさとまつり補助事業	村	
	(5) 観光又はレクリエーション	音威富士スキー場リフト整備事業	村	
		住民保養センター天塩川温泉施設整備事業	村	
		青少年宿泊研修施設トムテ施設整備事業	村	
		道の駅おといねっぷ施設改修事業	村	
	(6) 過疎地域持続発展的特別事業 第1次産業	新規就農者等支援事業	村	
		畜産クラスター事業	村	
	商工業・6次産業化	起業・事業継承支援事業	村	
	観光	観光イベント促進支援事業	村	
	その他	美術工芸産業振興促進事業(個人作家、工房開業等支援)	村	

		住民保養センター天塩川温泉施設整備実施 設計事業	村	
		道の駅おといねっぷ施設改修工事実施設計 業務	村	

(4) 産業振興促進項目

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
音威子府村全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（産業振興促進区域内において、生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業）、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（2）その対策、及び（3）計画に記載のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

音威子府村公共施設等総合管理計画において「施設の点検及び診断の結果に基づき、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を行うことで、トータルコストの縮減・平準化及び長寿命化を実施し、更新、廃止、解体等については施設の必要性や需要を考慮し、総合的に判断する。」としている。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

音威子府村では平成23年7月を以って地上アナログ放送が終了し地上デジタル放送に切り替ったが、既に音威子府市街地においては共同受信施設による地デジ放送が平成22年2月より開始しており、地デジ放送を受信できているが、笈島地区及び咲来地区郡部は難視聴地域に指定され、放送事業者とともに難視聴解消対策を総務省の事業として取り組み全域旅游解消されている。しかし、受信設備の整備から10年以上が経過したことにより、共同受信施設及び郡部での個別対応の設備においても、経年劣化による不調が頻繁に発生しており、修繕等の負担が大きくなっている。

また携帯電話の普及と機能性アップによって災害等の緊急連絡は、国道40号及び275号に各通信会社等の電波塔が設置され問題解決が進んでいるが、特に本村と中川町を結ぶ国道40号、字物満内笈島地区から中川町字佐久地域までの区間においては、携帯電話等の電波状況が非常に悪く、自然災害や突発的に発生する事故等の対応に問題があり、国における改善策が必要とされている。これに加えて本村のラジオ難聴解消は依然として進んでいない。自然災害発生等における情報の共有化、避難勧告、天気予報等の警戒情報など早い情報享受によって防げる場合もあることから、根本的な整備が求められている。

光ファイバー等ブロードバンド施設等は、市街地にある公共施設は光ファイバー等を用いた高速通信設備によるインターネット環境及び公共Wi-Fiを整備済みであるが、郡部における公共施設は無線通信設備による対応となっている。一般世帯等の状況は個人によるものではあるが高齢者世帯等も多いことからその普及率は低い。

また、災害発生時に対する「音威子府村地域防災マップ」を平成30年度に作成したところであ

るが、住民団体より「村を貫流する天塩川の氾濫等を想定した防災訓練」の要望も強くあり実施が求められている。また防災通信手段である現行の北海道総合行政情報ネットワークで、災害発生時における万全の体制を行なうとともに、国土強靭化計画に鑑み、平成27年3月に策定、令和元年度に改定した音威子府村地域防災計画に基づいた体制強化を図っていく。また全国瞬時警報システム（Jアラート）との連携（登録制メール）は、村職員と一部村民への伝達のみとなっていたため、65歳以上でスマートフォンを所持していない世帯に対して無償貸出を行うことで、住民に情報を伝達することが可能となった。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、その必要性や有効性が明らかとなったオンラインやテレワークといったICTの活用について、本村においてはその導入が非常に遅れている現状にあることから、早急な整備が求められる。

（2）その対策

- 1) 全国瞬時警報システム（Jアラート）の情報伝達の整備強化を図る。
- 2) ラジオの難視聴解消施設の設置を図る。
- 3) 音威子府村地域防災計画に基づいた災害発生に対しての体制整備を行なう。
- 4) テレワークなどICTの活用による多様なライフワークの確立を支援する環境を整備する。

（3）計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 防災行政用無線施設	全国瞬時警報システム（Jアラート） 情報伝達整備事業	村	
	(2) テレビジョン放送等難視聴解消のための施設	テレビ共同受信施設整備事業	村	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	テレビ共同受信設備整備事業 テレワーク体制整備支援事業	村	

（4）公共施設等総合管理計画等との整合

音威子府村公共施設等総合管理計画において「施設の点検及び診断の結果に基づき、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を行うことで、トータルコストの縮減・平準化及び長寿命化を実施し、更新、廃止、解体等については施設の必要性や需要を考慮し、総合的に判断する。」としている。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

（1）現況と問題点

音威子府村の道路状況は、国道2路線延長32.0km、道々3路線で延長8.4kmあり、これら幹線道路に接続する村道は、176路線延長184.659kmとなっており、その総延長は226kmで道路網が形成されており、そのうち国道40号は旭川市と稚内市のほぼ中央に位置することから、道北内陸交通の要衝地となっている。

また、音威子府から中川間は雪崩や地滑り等の発生が多く、防災上の観点からこの間のバイパス

ス建設が急務で、合わせて高規格幹線道路としての整備を望んでいたが、平成 19 年 10 月より高規格幹線道路（音威子府バイパス工事）が着工され、平成 23 年 11 月「猿島トンネル」平成 25 年 3 月「物満内トンネル」平成 27 年 7 月 21 日には総延長 2,699m の「音威子府トンネル」が貫通し村内外におけるトンネル掘削等の工事は全て完了し、令和 7 年度 3 月に全面開通となった。本村及び中川町の地域振興、北大研究林の環境保全、農林水産物の円滑な物流、高次元医療への広域的アクセス強化に向け「生命の道」としての整備促進が望まれている。一方、名寄バイパスと結ぶ美深北 IC までの高規格道路は、平成 24 年度に開通し、上川北部地域の拠点病院である名寄市立総合病院への通院や救急搬送等は、これまでより 10 分以上の短縮となり、道路網の整備が生活や暮らしを支えている実感を深めている。今後は士別剣淵 IC から名寄市までの 24 km が早期に整備されることによって、救急医療センターを持つ旭川市への患者輸送や強靭な防災体制の確立、また旭川空港との距離短縮で観光等の活性化も図ることが出来るものと予測している。

鉄路においては平成元年を以って「宗谷線と天北線の分岐点」の役割を終え、現在は宗谷線の単線となっているが、札幌～稚内間を結ぶ特急列車は 1 日 3 往復し本村に停車する為、中頓別町や浜頓別町等旧天北線沿線住民の利用も多く、JR 音威子府駅は重要な役割を果たしている。

JR 天北線が廃線となり、その後代替バス（宗谷バス）が運行されているが、利用者の減少等により大幅な減便が進められ、JR との乗り継ぎ等にも支障が出ていることから、総合的な交通体系のあり方等について、旧天北線沿線自治体等とも協議する必要がある。

また本村の歴史上、名寄市等からの民間事業者による乗り合いバスの運行はなく（美深町恩根内地区まで名寄市・名士バスが運行）、今後において本村まで運行が可能か、協議の必要性があるが、村内を巡回している「地域バス」の運行の充実やデマンド方式による運行の検討が必要とされている。

現在の本村の交通体系は、JR 宗谷線が旭川・札幌方面 8 便、稚内方面 6 便と、稚内市までの代替バスのほか、旭川・札幌市までの都市間バスが 2 往復している。

国道・道道の改良、舗装率は 100% であるが、村道の改良率は 36.3%、舗装率は 28.0% と国道・道道に比べ大幅に整備率が下回っているが、そのうちの多くが人家のない山間部を通っている路線が多いのも要因の一つである。

橋梁は、全体で 72ヶ所あり、そのほとんどが老朽化も進んでいることから、道路網の整備と並行して整備を図る必要があり、平成 24 年度より橋梁長寿命化計画によって点検の実施と改修工事等に取り組んでいる。

冬期間における除雪状況は、国道・道道ではすべてが除雪されており、村道では市街地及び幹線道路を中心に除雪必要延長 100% が除雪されている。特に、冬期間が長く高齢化が進んでいる音威子府村では、いかに快適に生活できるか、除排雪の質的改善向上が必要不可欠となっている。

(2) その対策

- 1) 高規格幹線道路の全線早期完成の促進。
- 2) 国道における防災対策などの二次改築と未歩道区間の整備促進を図る。
- 3) 生活道路の整備により集落を結ぶ道路網の体系確立を図る。
- 4) 歩道、自転車道の整備により交通安全の推進を図る。
- 5) 農村環境も視野に入れた時代に即した農道網の整備の促進。
- 6) 村道の改良舗装推進と橋梁長寿命化計画に基づいた改修工事等の実施。
- 7) 除雪機械の更新、導入により除雪体制の強化を行ない、快適で住みよい冬生活の推進を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	音威子府南4丁目線道路改良舗装事業 L=70m W=5.5m 工芸センター線改良舗装工事 L=76m W=5.5m 音威子府常盤線道路側溝改修工事 L=73m U300アコ付トラフ改修 音威子府共和線改良舗装工事 L=350m W=5.5m 片歩道W=2.5m	村	
	橋りょう	上音威子府本流線日下橋調査設計事業 L=11.9m W=4.7m 上音威子府本流線日下橋補修事業 L=11.9m W=4.7m 咲来団体7号線美音橋調査設計事業 L=18.76m W=8.7m 咲来団体7号線美音橋補修事業 L=18.76m W=8.7m 咲来12線岸本橋調査設計事業・補修工事事業 L=17.61m W=7.40m 音威子府細川線細川橋調査設計事業 L=21.4m W=5.00m 音威子府細川線細川橋補修事業 L=21.4m W=5.00m 音威子府北線今野線今野橋補修調査設計・ 補修工事事業 L=20.44m W=3.70m 音威子府神社線神社橋補修事業 L=11.45m W=7.2m 上音威子府本流線幸橋補修事業 L=17.3m W=7.5m	村	
	(2) 鉄道施設等 その他	人道跨線橋整備事業	村	
	(3) 自動車等 自動車	地域バス運行事業	村	
	(4) 道路整備機械等	ロータリ除雪車購入事業 1台 除雪トラック購入事業 10tダンプG付1台 除雪車格納庫建設事業 A=720 m ²	村	
	(5) 過疎地域持続的発 展特別事業 公共交通	地区拠点鉄道駅利用促進事業（無人駅維 持管理事業） 地域鉄道利用促進対策事業	村	

	交通施設維持	橋梁長寿命化点検計画事業 72 橋（近傍）	村	
		長寿命化修繕計画策定事業 72 橋	村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

音威子府村公共施設等総合管理計画に基づき、道路については、状態や劣化予測等を把握するため適切な点検・診断や補修を実施し、適正に維持管理を行い、修繕、更新については、道路構造令に基づく技術基準等を適用し、国土交通省の各基準類の適用を図る。

橋梁については道路法施行規則及び告示に基づき、定期点検を実施し健全性を診断のうえ、音威子府村橋梁長寿命化修繕計画等に基づく計画的な修繕・更新を実施する。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

①環境衛生

廃棄物処理は、昨今の技術革新によって、リチウムイオン蓄電池等の新たなごみが生まれ、質の多様化や有害化によりその処理対策が一層困難さを増してきている。また、地球温暖化の原因である二酸化炭素等の温室効果ガスの排出抑制も求められる等、単純にごみを処理するのではなく、環境に配慮した処理が求められている。

このような現状の中、平成 14 年度より隣接する美深町の処理施設の共同利用で対応してきたが、受入容量が限界となったため、平成 30 年度から名寄市の名寄地区一般廃棄物最終処分場での処理へと変更となっている。このことは、北・北海道中央圏域定住自立圏域共生ビジョン（2）廃棄物処理施設の広域利用の推進でも明記され、本村及び美深町及び下川町の 1 市 2 町 1 村で事業費負担し実施するものである。

容器包装廃棄物等の分別収集は現在 12 種類において、地域住民の理解と協力から「生まれ変わる資源」ごみとしての認識も高まってきた。分別の成果として、令和 6 年度からは水平リサイクル「ボトル to ボトル」を推進することで、使用済みペットボトルを資源として、新たなペットボトルに再生し、化石由来原料の使用量や二酸化炭素排出削減を行っていくことで、循環型社会や持続可能な地域社会の推進に努めていく。

生ごみの処理方法については、村独自による微生物を使っての処理を行っていたが、施設の老朽化等により、令和元年度からは、炭化ごみと同様に名寄地区衛生施設事務組合の炭化センターで処理している。

近年の鳥獣被害防止対策に伴い駆除されるエゾシカの処理にも、村独自の処理方式により処分してきたが、令和元年度からはオホーツク処理施設による処理へと変更し、年数回にわけ搬送処理を行っている。

名寄地区衛生施設事務組合での共同処理は、炭化センターと埋立ごみの最終処分場での処理及び衛生センターでのし尿の処理となっているが、炭化センター施設の老朽化と、炭化センターでの処理が限られ、最終処分場での埋立処理量が増大していることから、中間処理施設での処理を炭化処理方式から焼却方式へと移行することとして、処理計画の策定や施設の建設を経て、令和 9 年度からの稼働を目指すこととしている。

また、し尿や浄化槽汚泥を処理している衛生センターも同様に老朽化が著しく、人口減による処理量の減少や浄化槽整備による浄化槽汚泥の混入量の増加に伴い処理性状も変化していることから、名寄市下水終末処理場の施設改修等を行うことで、し尿及び浄化槽汚泥と下水との共同処理として令和 12 年度から処理ができるよう整備を進めている。

火葬場は、村有施設の 1 カ所で、昭和 50 年の建設であり老朽化が著しいことから、大規模な故

障等による廃止も視野に入れ、美深町との共同利用も検討してきたが、距離的な問題もあり、当面は村有施設の利用を継続することとして、現在に至っている。前述のとおり建設から 50 年が経過しており、施設も火葬炉も老朽化していることから、今後においては大規模な修繕が見込まれる。

②簡易水道、下水処理施設

音威子府村の水道施設は、音威子府簡易水道があり音威子府市街、咲来市街とともにそれぞれ普及率は 100% となっている。篠島地区をはじめとした郡部には、専用水道による簡易給水施設があり、全体の普及率は 91% となっているが、未だ未普及箇所の多くは地域に散在する農家世帯であり、水質上は飲料水としての問題発生はないものの、新規就農者の営農や移住定住促進等の施策の展開から、その現状把握と対策に万全を期すことが求められている。

下水道施設は、平成 12 年度より農業集落排水事業により音威子府市街地区において供用開始され、汚水による環境への影響も改善されている。(処理区域内普及率 96%、全体の普及率 82%) しかし、農業集落排水事業地域外に居住する村民に対しては、平成 24 年度より村単独事業として実施している音威子府村合併処理浄化槽設置整備事業補助金によって、農家世帯・一般世帯ともに数件ずつではあるが、合併処理浄化槽を設置している。高齢化等の問題はあるが、今後においても継続した事業の取り組みから快適な生活環境の整備とともに、汚泥等の広域処理施設である名寄市の衛生センターの施設整備に努める必要がある。

③消防救急施設

音威子府消防支署は、職員 12 名が配置され地域の防災にあたっている。

消防団は定数 40 名となっているが定年退団者に代わる新入団員の減少等により、実員数 30 名に満たない状況が続いている。平成 23 年 10 月に女性消防団員 4 名が入団し、現在 6 名が活動しているが、女性団員を含めても実員数 25 名であり消防団員の増員確保が必要である。

消防装備・設備については、計画的な更新を行ない、平成 28 年度に指揮車 1 台、平成 30 年度に水槽付消防ポンプ自動車 1 台を更新し、現在は水槽付消防ポンプ自動車 3 台、小型ポンプ付積載車 1 台、指揮車 1 台となっており、消防力の整備指針を上回っている。今後は導入から相当の年月が経過している水槽付消防ポンプ自動車（平成 3 年度）1 台、救急車（平成 24 年度）1 台の更新が必要となる。

消防水利は、消火栓 28 箇所・防火水槽 16 箇所で一部自然水利に依存している地域もあり、冬期間水利箇所が凍結する等問題がある。

救急体制については、平成 24 年に高規格救急自動車を配備し、救急救命士 7 名を含め全職員が救急隊員の資格を有している。救急出動隊に救急救命士 1 名以上の搭乗が求められていることから、今後も救急救命士の増員が必要となっている。

消防救急デジタル無線は、平成 26 年度に整備完了し現在運用を開始している。

④公営住宅等

音威子府村の住宅の状況は、令和 7 年 9 月末現在 429 世帯、そのうち個人所有の自宅を有しているものは 141 戸で、持ち家の比率は他町村に比べ低く、また民間賃貸住宅は殆どなく、その分公営・村営住宅などの入居率は高くなっている。

公営住宅は、長寿命化計画に沿って、平成 23 年度以降に富士見団地 7 棟 24 戸を解体、4 棟 16 戸を新築、本線団地 8 棟 32 戸のうち 4 棟 16 戸を解体、4 棟 16 戸を改築するなど整備を進めてきた。現在の公営・村営住宅等の状況は、公営住宅 72 戸、村営住宅 43 戸、単身者住宅 20 戸、教・

職員住宅 38 戸で、ほぼ入居が埋まっており、毎年春先の人事異動等による転入者の受け入れに苦慮するなど、村営住宅等の整備や教・職員専用の住宅建設も必要である。また、建設から相当の年数が経過し、老朽化している住宅も多く、増改築等の大規模修繕若しくは解体・更新等を検討しなければならない。

「地域複合型施設ときわ」は村立診療所と併設した福祉施設であり、「住居施設」でもあるが、現在は空室も多く、公営住宅等に入居している高齢者等の一人暮らしや世帯での入居を促す必要がある。また、旧高齢者福祉センターの入居部門にも数世帯の高齢者が入居していることから、「地域複合施設ときわ」への転居や、施設の在り方を含めた検討が必要となっている。

宅地については、昭和 52 年に第 1 次分譲 12 戸、昭和 60 年に第 2 次分譲 6 戸が造成されており、平成 11 年度には第 3 次分譲として 16 戸の造成分譲を行い村民の定住化を図ってきたが、令和 7 年 9 月末段階で 4 区画が残っている。今後の住宅造成は、分譲の進捗状況を把握しながら利便性及び生活環境を考慮しながら、住民の定住意識が高まるような配置計画の対応が求められる。

(2) その対策

① 環境衛生

- 1) 北・北海道中央圏域定住自立圏域共生ビジョン・廃棄物・し尿処理施設の広域利用の推進
- 2) 火葬場の施設及び火葬炉を適切に維持管理し、今後の更新等について検討する。

② 簡易水道・下水道処理施設

- 3) 簡易水道事業経営戦略及び下水道事業経営戦略に沿った施設の改修、拡張を図る。
- 4) 地下水などの調査研究を行い恒久的に良質な水源の確保を図る。
- 5) 簡易水道未整備地区（未普及地区）の水質基準測定強化と、生活水としての住民意識の高揚を推進する。
- 6) 下水道未整備地区的整備を進める。
- 7) 下水道未整備地区解消の早期実現に向けて財源の確保を図る。
- 8) 名寄地区衛生センターの施設整備を図る。

③ 消防救急施設

- 9) 消防施設装備・設備の充実に向け、計画的な更新を行う。
- 10) 救急救命士の増員を図る。
- 11) 水槽付消防ポンプ自動車及び救急車を更新する。

④ 公営住宅等

- 12) 村公営住宅長寿命化計画に基づき公営住宅、村営住宅などの建て替えを推進し、冬期間の堆雪スペースを考慮した敷地空間の整備を図る。
- 13) 老朽化住宅の解体撤去を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～12 年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道	北線雑用水施設整備事業 猿島水道施設整備事業	村	

		音威子府簡易水道機械設備更新事業	村	
(2) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設 し尿処理施設	中間処理施設建設事業負担金(広域:名寄市)	村(事務組合)		
	名寄市下水道事業し尿処理負担金(広域:名寄市)	村(名寄市)		
(3) 火葬場	火葬場火葬炉等改修事業	村		
(4) 消防施設	水槽付消防ポンプ自動車購入事業	村		
	救急自動車購入事業	村		
(5) 公営住宅	公営住宅島見団地長寿命化改修事業	村		
(6) その他	村営アパート改修事業	村		
	村営住宅新築事業	村		
	廃屋等危険施設解体撤去事業	村		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

音威子府村公共施設等総合管理計画に基づき、簡易水道・下水道施設については、日常点検により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果を記録し、厳しい財政制約の範囲内において、大規模な地震への対策も視野に入れ、計画的に維持補修及び長寿命化を実施する。

公営住宅等は、老朽化する住宅の延命を図るため、定期的に必要な点検・診断を実施し、その結果に基づき施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を行うことでトータルコストの縮減・平準化及び長寿命化を実施することとし、更新、廃止、解体等については必要性や需要を考慮し総合的に判断する。

その他、公共施設全体では、「施設の適切な維持管理、必要な修繕を行い、コストの縮減・平準化及び長寿命化を実施し、更新・廃止・解体等は必要性や需要を考慮し総合的に判断する。」としている。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

①子育て環境の確保

近年の社会的傾向として、少子化や核家族化による人間的なふれあいの希薄化や地域・家庭の教育力の低下等、家庭を取り巻く環境の変化に伴い、子育てに不安や悩み、負担感をいだく親の増加が指摘されており、社会全体で子育てや教育を支えていくことが強く求められている。

音威子府村の年齢構成において、子どもの数は極めて少なく、令和7年3月末で4歳以下は10人、5~9歳11人、10~14歳9人で、人口に占める割合は5.4%となっている。

音威子府村で安心して子育てできる環境を整備するための施策として、中学卒業までの医療費の無料化、村立へき地保育所の通年化、保育料の無料化を行い、保育士を増員し保育年齢の引き下げ(1歳6か月)の実施など、子育て世代の負担軽減をはかってきた。

令和8年度に向け、高校生までの医療費の助成の拡大実施に向け検討中であり、より子育て世代や少子化対策に取り組んでいくところである。

②高齢者等の保健・福祉

音威子府村も過疎化の進む中で高齢者比率は年々増加しており、令和7年6月末現在の65歳以上人口は199人で、高齢化率33.2%、介護保険制度による認定者は20人(在宅12人、施設入所系8人)となっている。現在提供しているサービスは、ホームヘルプサービス事業、デイサー

ビス事業からなっており、村、社会福祉協議会が事業者となってサービスを提供している。又、一般の高齢者においても、介護予防・支援事業として同等のサービスを行なっている。

平成 29 年度には、村民の交流及び福祉活動の場を提供し、文化活動及び福祉学習支援の推進並びに地域福祉の推進を図るため、村立診療所と保健福祉センターに併設し「福祉交流拠点地域複合施設ときわ」を建設し、サービスを開始した。この施設は、地域交流コミュニティスペース、デイサービスセンター、高齢者等入居施設をもって構成し、「音威子府村における地域包括ケアシステム」の構築を目的に、高齢者等への福祉サービスの充実と迅速な医療サービスの一体的提供や、緊急時の迅速な連携が可能とした環境となり、住民にも認知されてきたところである。当村に介護保険施設がないため、在宅生活支援を目的に介護認定の有無に関わらず利用可能な、短期・一時宿泊事業を開始し、本人・家族からの利用相談も寄せられ、スムーズな利用を展開し地域福祉の拠点施設となっている。コロナ禍における状況で、利用ルールの制限や多人数となる交流行事の実施も困難な状況となってしまったが、徐々に以前の賑わいに戻せるよう、社会福祉協議会と協力のもと事業実施を目指している。また、近年の異常気象の影響により災害での緊急避難施設として活用したケースもあり、福祉的利用だけでなく有事の際の拠点としても充実していかなければならない。

「地域複合施設ときわ」の設置以前に高齢者福祉の拠点であった旧高齢者生活福祉センターは、現在は、住居部門に地域おこし協力隊等が拠点となる事務所と住居として活用している。併設の「地域交流センター」は冬期間でもスポーツが出来る屋内ゲートボール場（2面）と、老人クラブをはじめ各種保健福祉関係団体の研修事業などに活用しているが、施設の老朽化も著しく改修や管理の在り方等検討を要している。

また、保養センター利用促進事業として、本村の 65 歳以上の高齢者に福祉入館証を発行し、住民保養センタ一天塩川温泉の入湯料を 400 円減額している。この減額によって同館の利用を促進することにより、高齢者の健康維持・回復を見込んでいる。

今後においても高齢者等の保健・福祉に対する施策の展開は老人福祉計画や介護保険事業計画に基づき各種サービスの提供を図りその体制をより一層強化していかなければならない。

（2）その対策

①子育て環境の確保

- 1) 子育てに関する相談・支援体制の整備。
- 2) 子育て世代の負担軽減の充実。
- 3) 乳児・幼児保育の充実。

②高齢者等の保健・福祉

- 4) 「福祉交流拠点地域複合施設ときわ」の充実した各種サービスの提供。
- 5) 安定した地域福祉サービスの展開・運営のため介護ヘルパー等雇用の創出を図る。
- 6) 地域とのつながりを重視した施設運営を図り、高齢者のみならず村民の憩いの場としての運営を図る。

（3）計画

事業計画（令和 8 年度～12 年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
6 子育て環境整備、	(1) 児童福祉施設	幼児センターボイラー改修事業	村	

高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	保育所	幼児センター換気窓改修事業	村	
	(2) 高齢者福祉施設 その他	地域複合施設及び高齢者等支援施設 保守改修事業	村	
	(3) 過疎地域持続的発展 特別事業 高齢者・障害者福祉	住民保養センター利用促進事業	村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

音威子府村公共施設等総合管理計画において「施設の点検及び診断の結果に基づき、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を行うことで、トータルコストの縮減・平準化及び長寿命化を実施し、更新、廃止、解体等については施設の必要性や需要を考慮し、総合的に判断する。」としている。

8 医療の確保

1) 現況と問題点

音威子府村の医療機関は「一般診療所」1箇所と「歯科診療所」1箇所があり、いずれも村有施設で、一般診療所は指定管理、歯科診療所は委託経営方式を取っており、村民の健康を守る重要な役割を果している。

一般診療所は、所長医師1名が、内科・消化器内科・小児科等の科目を診療し、専門外来として札幌市等から医師を招聘し、整形外科が月2~3日のサテライト診療を実施している。また、音威子府村以北では上下内視鏡システムによる胃カメラ・大腸カメラの検査実施が乏しく、導入している本診療所のニーズが高い状況であり、地元住民はもとより中川町や中頓別町、浜頓別町、枝幸町などからの患者も多く受診している。

また、過疎地における看護師をはじめとする専門職の確保が困難であるため、奨学資金貸付制度も実施しているが、実績頻度は少ない。今後も看護師派遣会社からの派遣に頼らざるを得ない状況となっている。

診療所については、年次計画により医療機械・器具の整備を行ない、十分な機能を果せるよう体制を整備しているが、施設は建設から25年が経過しており、適切な維持管理とともに、必要に応じた修繕を実施する。

一方、歯科診療所は、地元には医師が不在となり、旭川市の開業医が週1回（水曜日）サテライト診療を実施しており、村民のみならず、近隣町村からの受診者も多いが、診療日が限られていることから、村外へ通院する村民も多くいるのが実態である。

(2) その対策

- 1) 医療機械・器具の整備を図る。
- 2) 医療従事者（看護師等）の育成・確保に努める。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	医療機械更新整備事業	村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

音威子府村公共施設等総合管理計画において「施設の点検及び診断の結果に基づき、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を行うことで、トータルコストの縮減・平準化及び長寿命化を実施し、更新、廃止、解体等については施設の必要性や需要を考慮し、総合的に判断する。」としている。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

①小・中学校

令和7年4月現在、小学校は1校で児童数は11名、中学校は1校で生徒数は7名となっており、その数はここ数年、ほぼ横ばいで推移している。生徒数減少により平成26年度には小・中学校の併置校となり小学校校舎を使用し、少ない児童生徒数だからこそできる充実した教育を豊かな自然を活用して実践されている。また、北海道おといねっぷ美術工芸高等学校との教育連携も盛んに行われている。

小・中学校ともに僻地校の指定を受けており、学級数は、音威子府小学校4学級（特別支援学級2学級含む）で、平成14年度から現在の複式となっているが、小・中学校となったことで中学生との合同授業や交流等が頻繁に行われている。

中学校は音威子府中学校1校で、学級数は3学級となっており、地元高等学校に進学する生徒は少なく、殆どが美深町や名寄市・旭川市の道立高等学校等へ進学している。進学率は100%である。

また、咲来及び篠島地区からは、児童・生徒5名が、スクールバスの運行により通学している。

学校プールについては、トレーニングセンターが令和6年度より使用ができなくなったため、令和7年度は隣の中川町の町民プールをそれぞれ利用し、授業を行っている。

学校給食は、これまで全校牛乳給食のみの実施であったが、保護者からの完全給食の要望を受け、令和7年8月より希望者を対象に弁当形式の配食サービス「おとらんち」を週3回実施している。

小・中学校的教職員は14名で教員住宅はほぼ充足しているものの、老朽化した住宅もあり、年次計画での改築が必要である。

②高等学校

村立の北海道おといねっぷ美術工芸高等学校は、昭和25年に名寄農業高等学校の分校として音威子府中学校校舎に併設して発足し、昭和28年に音威子府高等学校（定時制課程）として独立、昭和41年校舎・昭和43年屋内体育館を建設し、勤労青少年の教育の場としてその使命を担ってきたが、時代の変遷とともに定時制への入学者が激減し、募集停止もやむなきの状態となり、その存続が憂慮されていた。

この危機を開拓するために、昭和53年に村内で生産される木材資源を活用した木工芸によるインテリア科を導入して生徒募集を行なったところ、ユニークな教育課程が認められ全道各地から入学者が増加した。村外からの入学者のために昭和54・55年には120名収容可能な寄宿舎「チセネシリ寮」を建設するまでに至った。

しかし、生徒や父母の間から全日制課程への転換要望が強かったため、村では音威子府高等学校を昭和56年に策定した第2期総合計画の「核」として位置付け、自然豊かな地域性と優れた実践が全道・全国に認められ、昭和59年4月から「村立全日制課程工芸科」高等学校としてスタートし、平成14年には現在の校名である「北海道おといねっぷ美術工芸高等学校」と名称変更を行なった。

近年女子生徒の増加、さらには居住環境の充実を図るため、平成 21 年に寄宿舎の増築を行い、更には平成 25 年度にも女子寮増築、平成 27 年から平成 28 年度の 2 か年で食堂棟の新設と男子寮の改修が実施され、ゆとりある寄宿舎「チセネシリ寮」へと生まれ変わっている。

令和 7 年 4 月現在の生徒数は 114 名であるが、中学校卒業者数が減ってきており、教育内容の充実と施設整備の拡充が求められている。木材工芸と美術教育の実践「ものづくり」教育から人間形成を図る教育方針には搖るぎがなく、北海道東海大学との高大連携では大学教授から学び、2 年次には大学での集中講座の受講など特色ある教育が行われている。こういった実績が認められ全国各地から入学者を迎えており、道内では石狩・上川学区からの入学者が多いが、空知・後志・十勝・胆振等からの入学者も毎年継続してある。卒業生については村内に就労の場がないため、ほぼ全員が村外に流出していたが、平成 24 年度に地域おこし協力隊員として 2 名の卒業生が移住して以降、これまでに十数名の卒業生が U ターン移住、村内で就労し、活躍しているものの、依然として村内での就労の場の確保が今後の大きな課題となっている。

北海道おといねっぷ美術工芸高等学校は、総合戦略におけるまちづくり・人づくりの中核に位置付けられ、更なる魅力化に向けた様々な取り組みを展開することとしている。

高等学校教職員の住宅については、ほぼ充足しているものの、老朽化した住宅もあり、年次計画での改築・建替えが必要である。

③幼稚園

音威子府幼稚園は、昭和 47 年に音威子府小学校の遊休室を利用して、5 歳児を対象に開設し、その後昭和 52 年より 4 歳児についても保育を行なってきたが、施設が狭隘なため、昭和 53 年に青少年会館の一部を改造して運営されていた。平成 9 年 11 月には幼児センターとして新築し、保育所との幼・保一元化保育を行なっており、令和 7 年 4 月の園児数は 4 歳児 3 名、5 歳児 2 名であり、就園率は 100% となっているが、園児数は年によって変動はあるものの減少傾向となっている。

④公民館・その他集会施設

音威子府村の公民館は、本館の音威子府村公民館と分館の咲来公民館を設置し、全体的な行事と地域の実情に合った活動をしている。音威子府村公民館は昭和 52 年に建設された施設であり老朽化もあるため計画的な整備の必要性がある。咲来分館は、平成 19 年に閉校した旧咲来小学校を再利用し、咲来地区の住民の交流の場として活用が図られてきたところであるが、地域全体の高齢化等によって利用度は非常に減少しているほか、建物自体も老朽化が著しい状況である。

⑤体育・スポーツ施設

音威子府村には山村広場・地域交流センター（ゲートボール場）・パークゴルフ場・スキー場等があり、特にスキー場については昭和 51 年に第 1 リフト・昭和 56 年に第 2 リフトとナイター設備が整備され、さらに昭和 54 年に改築したスキー場ロッジは、宿泊施設規模が小さいことから平成 5 年に青少年宿泊研修施設「トムテ」を併設し、クロスカントリースキーを始めとした合宿等に利用されている。また、リフト搬器の老朽化にともない、平成 6 年度にペアリフトの架け替えが実施されたところであるが、相当な年数を経過していることから、架け替えの実施をしなければならない。

プールは、昭和 58 年に建設した農林業者健康増進施設（トレーニングセンター）を利用していたが、令和 6 年にプールの天井から金属片が落下しているのが見つかり、財政難から屋根の修繕を行うことができず、休館としている。国からの補助等のメニューが無く修繕は厳しいと考えている。そ

の他、屋内外のスポーツは学校施設の開放事業により振興を図っている。

また、村内におけるスポーツ団体は村体育協会に属し活動しているが、殆どの団体で会員が減少し、活動も減少してきている。スポーツ少年団は、児童数の減少から現在は存在しておらず、全国大会での優勝など活躍を続けていた高等学校のクロスカントリースキー部についても、部員の減少により、令和6年度末で活動の休止を余儀なくされている。

パークゴルフは天塩川温泉リバーサイドパーク公園に既存9ホールの施設があるが、狭隘なことから平成16年7月に音威子府市街地に18ホール完備のパークゴルフ場「中島公園パークゴルフ場」をオープンした。両パークゴルフ場は住民の健康増進、交流拡大にも役目を果たし、日常的に利用者があるが、パークゴルフ協会の会員数も、利用者も減少傾向にある。

今後も芝を始めとするコース全般の管理を充実させ、利用者の満足度を高める努力を行う。

⑥社会教育

急速に進む人口減少と高齢化の状況下にあって、社会教育関連団体においては会員の確保・維持に苦慮し、活動が停滞している。村民一人ひとりが生涯学習の観点に立って、心身ともに健康で充実した人生を送るために、共に学び合う地域社会を形成していくことが重要となっている。

生涯学習の推進については「第9次社会教育中期計画」に基づき、学べる環境の整備、自主的・主体的な社会参加の促進にむけ、行政、学校、関係団体との連携を図りながら計画的に事業を推進しているが、令和8年度から「第10次社会教育中期計画」が始まるため、引き続きこの計画に基づき事業を推進していく。

一方で、学びの場や研修の場は村内ではほとんど無くなっていることから、教育団体をはじめ関係団体は自主的な事業を計画し、村外に研修等の場を求めて参加している。また、参加にあたって多くは、これまで村営バス「匠号」を使用していたが、バスの老朽化と利用者の減少に伴う維持管理費の費用対効果を勘案し、令和6年度にバスを手放し、利用の際に都度バス会社に運転手と合わせて車両を借りる形に変更した。

(2) その対策

①小・中学校

- 1) 小・中併置校として充実した教育の実践と教育施設の充実を図る。
- 2) 学校開放及び効果的な空き教室の利用を促進する。
- 3) 教員住宅の整備を図る。

②高等学校

- 4) 北海道おといねっぷ美術工芸高等学校の特色あるものづくり教育内容充実に向け、施設等教育環境及び寮環境の整備を実施する。
- 5) 教職員住宅の整備を図る。
- 6) 寮の施設・設備の充実を図る。

③幼稚園・保育所

- 7) 幼保一元化の観点から幼稚園教育及び保育所の充実強化を図る。

④公民館・その他集会施設

- 8) 音威子府村公民館・咲来分館の計画的な整備を図る。

⑤体育・スポーツ施設

- 9) 村民皆スポーツの推進と指導者の育成強化、及び指導体制の確立を図る。
- 10) 既存体育施設・設備の整備を図る。

⑥社会教育

- 11) 生涯を通じて学べる環境の整備を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	北海道おといねっぷ美術工芸高等学校 体育馆屋上防水改修事業	村	
		北海道おといねっぷ美術工芸高等学校 校舎屋上防水事業	村	
		北海道おといねっぷ美術工芸高等学校 冷房設備設置事業	村	
		村立音威子府小中学校 LED 化事業	村	
		村立音威子府小中学校 冷房設備設置事業	村	
		村立音威子府小中学校 高圧受電設備取替改修事業	村	
		音威子府幼稚センターLED 化事業	村	
	寄宿舎	北海道おといねっぷ美術工芸高等学校 チセネシリ寮屋根・外壁塗装事業	村	
		北海道おといねっぷ美術工芸高等学校 チセネシリ寮冷房設備設置事業	村	
	教職員住宅	北海道おといねっぷ美術工芸高等学校 単身者教職員住宅整備事業	村	
		教職員住宅整備事業	村	
	(2) 集会施設、体育施設 等 公民館	音威子府公民館電気設備改修事業	村	
		音威子府公民館・咲来分館 LED 化事業	村	
		音威子府公民館冷房設備設置事業	村	
	体育施設	クロカン管理棟 LED 化事業	村	
		村営山村広場改修事業	村	
		村営トレーニングセンター改修事業	村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

音威子府村公共施設等総合管理計画において「施設の点検及び診断の結果に基づき、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を行うことで、トータルコストの縮減・平準化及び長寿命化を実施し、更新、廃止、解体等については施設の必要性や需要を考慮し、総合的に判断する。」としている。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

音威子府村は、音威子府市街・咲来市街・笈島の拠点集落があり、音威子府地区に4集落、咲来地区に9集落、笈島地区1集落があるが居住者がいない集落も存在し、それぞれ1戸から9戸の主に農家が散在している。

令和7年3月末の集落の人口は音威子府地区に344世帯496名、咲来地区に26世帯45名、笈島地区3世帯8名が暮らしている。

音威子府市街地には行政・教育・医療・福祉・商店舗等生活と暮らしの機能が全て集中している。また音威子府交通ターミナル（JR音威子府駅・宗谷バス営業所・天北線資料室の複合施設：村有施設）には1日3往復の特急列車が停車、人口約700人の村に特急列車が停車する全国的にも非常に特色があるが、村の存在位置が国道の分岐点になっていることが大きく関係している。咲来地区には「JR天塩川温泉駅」「JR咲来駅」、笈島地区には「JR笈島駅」があり、それぞれ無人駅で普通列車のみ停車しているが、JR北海道ではこの3駅を「極端に利用の少ない駅」と位置づけ、「JR単独では維持困難な駅」として「廃止」を決定しているが、当面の間は、村負担により維持することとしている。

また、咲来地区には市街地より約3km離れた山間部に住民保養センタ一天塩川温泉、市街地に村公民館咲来分館、穀類乾燥調製施設、国道沿いに食堂1店舗、咲来駅前にライダーハウス等があり、地域バスで音威子府市街地と咲来市街地が結ばれているが、咲来市街地には20名弱が居住するにすぎず、空家も目立ち、また農業集落排水事業で実施された下水道設備は未実施区域で、閑散としている状態であり、地域住民と行政が知恵を出し合い活性化を促す施策の展開が求められている。

咲来地区の郡部には農地が点在し、村の農業の中心地となっているが、高齢化等による離農も相次ぎ、農家戸数は減少を続け、1戸当たりの作付面積が増大したこと等により、そばの作付面積も増え、大型機械による農業が主流となっている。

笈島地区にはエコミュージアムおさしまセンターがあり、村直轄により管理・運営が行われている。開館期間中には約3,000名の来館者が訪れ、土日には北海道おといねっぷ美術工芸高等学校の生徒による運営ボランティア活動が実施されるなど、芸術・文化に直接触れることができる施設として好評を得ている。住民は3戸8名と非常に少ないが、畑作農家2戸では、アスパラガス、フルーツトマト、きぬさや等の高収益作物が作付けされ、特徴的な農業が展開されている。この地域の交通手段は、住民自らの自家用車かJR利用であったが、令和3年度から夏季間（5月～10月）に限り、地域バスを運行することとなった。また、この地域においても下水道施設は未整備の区域である。現在、笈島地区から中川町と結ぶ音中道路が完成し、令和8年3月に全面開通となった。

咲来地区、笈島地区には、集落支援・生活支援等を主目的とした地域おこし協力隊員を導入し、地域支援活動を展開してきたが、任期満了により不在になることから、令和2年度より咲来地区では引き続き集落支援員として1名配置し、現在も活動を続けている。

昭和52年に18行政区を11行政

区に、平成20年度に再編して音威子府地区・咲来地区の2行政区とし現在に至っているが、戸数の減少と住民の高齢化により行政情報の提供に支障をきたしていたため、平成21年より行政区と行政が情報を共有し、さらには住民からの意見・要望の公聴制度として行政区地域連絡担当員制度を実施しているが、毎年開催される住民懇談会に出席する程度の活動となっており日頃からの住民との結びつきがより一層求められている。

集落を結ぶ主要道路は整備されており、冬期間も除雪の強化により日常生活に支障のないよう対策を講じている。

(2) その対策

- 1) 集落間及び集落と主要施設を結ぶ道路の整備を促進するとともに、除雪体制の強化、交通手段の確保に努める。
- 2) 村単独事業である持家住宅促進奨励補助事業や住宅増改築経費補助事業、廃屋解体撤去経費補助事業による居住空間及び景観の整備を進める。
- 3) 行政区地域連絡担当員制度を利用し、地域住民の行政に対する意見要望の聴取の実施。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	持家住宅促進奨励補助事業	村	
		住宅増改築工事補助事業	村	
		廃屋等解体撤去工事補助事業	村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

音威子府村公共施設等総合管理計画において「施設の点検及び診断の結果に基づき、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を行うことで、トータルコストの縮減・平準化及び長寿命化を実施し、更新、廃止、解体等については施設の必要性や需要を考慮し、総合的に判断する。」としている。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

音威子府村に受け継がれている伝統文化は存在しないが、過去においては村文化協会を中心に芸術・文化・芸能活動が取り組まれていた。現在、団体として活動を続けているのは”生きがいセンター”での陶芸のみとなっているなど、近年のライフスタイルの変化や趣味の多様化により会員の拡大が困難となり、会員及び指導者の減少に伴い高齢化が進み、後継者の育成が図られずその対応が必要となっている。

道内で唯一の「美術・工芸科」の北海道おといねっぷ美術工芸高等学校の活動を紹介、作品等に触れる機会として、卒業生が参加・出展するアーティストインレジデンス、在校生の作品を展示する校外展等が継続して開催され、芸術・文化の発信が行われている。

咲来地区埋蔵文化財発掘調査における出土品は保管されているものの公開はされていない状況であったが、令和3年4月からエコミュージアムおさしまセンターにおいて、音威子府の考古学展として資料の公開、解説が実施されており、今後の継続開催に向けた村教育委員会及び村文化財委員会との協議が必要となっている。

本村は北海道命名の地であることが広く知られている。幕末の探検家である三重県松阪市出身の松浦武四郎が、廃藩置県において蝦夷地からの改名を命ぜられ、天塩川探索中に野営した本村猿島地区でアイヌの古老より伺った「カイナー」と言う言葉から、「北の国に生まれた者たちが暮らす島」から「北カイ道」、カイを海にあて「北海道」と命名したのである。

こう言った歴史的な史実がある地に命名の碑を建立し現在も地域の観光スポット、重要な文化財的存在地として後世に残す活動も行われている。

本村は歴史的に鉄路の分岐点として栄えてきた経過があるが、鉄路が敷かれ、村内各駅が開業してから間もなく120年を迎える。平成25年度には昭和38年に常盤村から音威子府村へ村名を

改称し 50 年が経過したことを受け「記念列車常盤号の特別運行」を実施、また村交通ターミナル内にある旧天北線資料室の展示物等のリニューアルなど実施してきた経過から、改めて村の歴史を活かした地域の活性化を図る施策も実施されている。

また、村内には芸術・文化施設としてエコミュージアムおさしまセンター、高橋昭五郎彫刻の館があり、村に所縁のある作家の作品を鑑賞し、作品に直接触れることができるなど、来館者からも大きな評価を得ている。

(2) その対策

- 1) 各種創作活動や文化講座などの学習機会の充実を図り、会員の拡大と育成を図る。
- 2) 郷土資料や文化財の保存・保護のため、文化財委員会との連携による効果的な展示を図るために遊休施設等の有効利用を検討する。
- 3) 旧国鉄の鉄道の歴史や遺産を活かした住民参加型の事業実施で地域活性化を図る。
- 4) 木材工芸や絵画、芸術作品等の展覧会の開催を図り、芸術・文化の振興を全国に向けて発信する。
- 5) 芸術・文化施設の充実整備。

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～12 年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等	松浦武四郎・天塩川歴史資料館間接事業	村	
	地域文化振興施設	高橋昭五郎彫刻の館整備事業	村	
	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業	木材工芸・絵画等芸術展覧会開催事業	村	
	地域文化振興	郷土資料の整備及び埋蔵文化財展示事業	村	
		松浦武四郎・アイヌ文化資料収集編集事業	村	
		鉄道の歴史遺産等活用事業	村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

音威子府村公共施設等総合管理計画において「施設の点検及び診断の結果に基づき、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を行うことで、トータルコストの縮減・平準化及び長寿命化を実施し、更新、廃止、解体等については施設の必要性や需要を考慮し、総合的に判断する。」としている。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

平成 25 年に策定した音威子府村第 5 期総合計画の重点プロジェクトの 1 つに「自然エネルギー再生・活用プロジェクト」を位置づけ、バイオマスエネルギーの実践的取り組みとして、豊かな森林資源を活用するため関係機関との連携を強化し、産・学・官・金の共同体制で事業を推進することとして、「音威子府村自然エネルギー検討委員会」を組織し、先進地視察、関係機関等との検討・協議を重ね、平成 27 年には「音威子府村バイオガスプラント実施計画書」を策定した。この計画では、化石燃料に頼らない、牧草やデントコーン、そばの茎等を利活用した国内初となるバイオガスプラント事業による公共施設への熱源提供をはじめとした循環型社会の構築をめざすこととし、農林水産省の「バイオマス産業都市」の認定も受けたことにより、バイオガスプラント工場の建設等の準備とともに、営農集団等をはじめとした関係者とも懇談・協議を進めてきたが、最終的な合意形成には至らず、バ

イオガスプラント事業を断念した経過がある。

一方、検討委員会でも検討されていた住民保養センター天塩川温泉への木質チップボイラーの導入は、化石燃料の高騰等による負担の軽減、地球温暖化防止の一環として、平成25年度に導入された。木質チップボイラーから熱源供給を実施することにより、経費削減やCO₂の削減等の効果が上がっているが、村内に木質チップを製造している事業所等ではなく、他自治体からの購入であることから、運搬に係る経費面や、施設の維持・修繕等に課題がある。

公共施設等の維持・管理において、化石燃料の高騰は相当の負担増となり、村の財政にも大きな影響もあり、また、地球温暖化対策の一環としても、あらゆる再生可能エネルギーの有効性について検討する必要がある。

(2) その対策

- 1) 化石燃料に頼らない再生可能エネルギーの導入について検討する。
- 2) 音威子府村地球温暖化対策実行計画により省エネルギー・省資源化の取り組みを推進する。
- 3) 木質チップボイラーによる熱源供給を普及・拡大する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 過疎地域持続的発展特別事業 再生エネルギー利用	木質チップボイラー更新事業	村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

音威子府村公共施設等総合管理計画において「施設の点検及び診断の結果に基づき、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を行うことで、トータルコストの縮減・平準化及び長寿命化を実施し、更新、廃止、解体等については施設の必要性や需要を考慮し、総合的に判断する。」としている。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

① 1人ひとりの匠が活躍する村づくり

音威子府村では、令和5年に策定した第6期総合計画において「森との共生」「森に学び未来を創る」「森の大切さを知る人を育てる」ことを基本目標に「1人ひとりの匠が活躍する村おといねっぷ」を将来像に地域の個性ある発展を求め、さまざまな施策に取り組んでいる。

村づくりの核である北海道おといねっぷ美術工芸高等学校は、多くの生徒が寮での生活を選ぶことから、その住環境の施設整備を年次計画で現在も実施しているが、全国的に中学卒業者の減少等により入学者の確保や、卒業生の雇用の場の確保など最重要課題に取り組まなければならない。

全国各地から集まる生徒達の活躍は非常に輝かしく、高文連・全道学生美術展、各種公募展では木材工芸や絵画等で全国大会推薦者や大賞を受賞するなど、ものづくりに特化した特色ある教育実践の成果として全国から認められている。

高規格幹線道路（音中道路）建設工事は、令和2年11月にすべてのトンネルが貫通し、令和7年度完成、通行開始となった。この高規格幹線道路は、本村及び中川町の地域振興や、道北地域

全体の経済対策にも大きな影響を与えることも予測され、今後もあらゆる機関と連携し中川町との地域振興策を展開する。

②合宿誘致

現在、村内における合宿はクロスカントリースキー競技に限定して実施されている。12月に開催されているF I S(国際スキー連盟)公認大会であるクロスカントリー音威子府大会に合わせ、12月初旬から約200名が合宿し、大会には村総人口の約8割にあたる約500人を超える選手役員等が宿泊し賑わいを見せており。また、冬季スポーツのジュニア育成も含めた音威富士大回転競技大会や、ジュニアクロスカントリースキー大会も、これまでに回を重ね開催してきている。このことにより、本村のスキー環境の整備状況を多くの方に周知でき、前述の合宿誘致につながっております、今後も合宿誘致を視野にいれた大会運営を行っていく。

平成24年度からは「クロカンコース等を夏季にも利用した地域振興」を図るため、村民有志による実行委員会形式によってトレイルランニング大会が開催され、コロナ禍で中断期間があったものの、現在は再開され盛り上がりが戻ってきた。こういった取り組みの趣旨を継続・拡充させ、F I S公認大会の誘致と地域経済への波及効果促進に貢献するものである。

(2) その対策

①1人ひとりの匠が活躍する村づくり

- 1) 北海道おといねっぷ美術工芸高等学校と山村・都市交流センター及びエコミュージアムおさしまセンターを核に、木材工芸の振興と木の文化の創造を図る。
- 2) 北海道おといねっぷ美術工芸高等学校の特色ある教育実践に協力し振興を図る。
- 3) 中川町との連携強化で地域振興策の充実を図る。

②合宿誘致

- 4) F I S公認コースの整備と国際大会の誘致を推進し地域経済の波及効果の拡大を図る。
- 5) 夏季間の合宿誘致を推進するため、ランニングコースの整備事業を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 1人ひとりの匠が活躍する村づくり 推進事業	エコミュージアムおさしまセンター 運営事業	村	
		エコミュージアムおさしまセンター 施設改修事業	村	
		山村都市交流センター木遊館運営事業	村	
		山村・都市交流センター木遊館 施設改修事業	村	
		北海道おといねっぷ美術工芸高等学校「木 の手づくり展」開催事業	村	
		北海道おといねっぷ美術工芸高等学校高 大連携事業	村	

	(2) 合宿誘致	北海道中学生・高校生クロスカントリースキー選手合宿誘致事業	村	
		大学生・社会人クロスカントリースキー選手合宿誘致事業	村	
		音威富士大回転競技大会及びジュニアクロスカントリースキー大会開催補助事業	村	
		合宿用ランニングコース整備事業	村	
	(3) F I S コンチネンタル大会等国際大会の誘致	クロスカントリー音威子府大会開催補助事業	村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

音威子府村公共施設等総合管理計画において「施設の点検及び診断の結果に基づき、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を行うことで、トータルコストの縮減・平準化及び長寿命化を実施し、更新、廃止、解体等については施設の必要性や需要を考慮し、総合的に判断する。」としている。

事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域間交流	都市学生交流事業（シェアハウス整備等）	村	本施策の効果は将来に及ぶ
		山村・都市交流センター（木遊館）機械更新事業	村	
		小さな村 g7 サミット事業	村	
		地域間交流・地域応援団推進事業	村	
	人材育成	人材育成促進事業（アーティスト受け入れ事業）	村	
2 産業の振興	(6) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	新規就農者等支援事業	村	本施策の効果は将来に及ぶ
		畜産クラスター事業	村	
		商工業・6次産業	起業・事業継承支援事業	
	観光 その他	観光イベント促進支援事業	村	
		美術工芸産業振興促進事業（個人作家、工房開業等支援）	村	
		住民保養センタ一天塩川温泉施設整備実施設計事業	村	
		道の駅おといねっぷ施設改修工事実施設計業務	村	
		テレワーク体制整備支援事業	村	
3 地域における情報化	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他			
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(5) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	地区拠点鉄道駅利用促進事業（無人駅維持管理事業）	村	本施策の効果は将来に及ぶ
		地域鉄道利用促進事業	村	
	交通施設維持	橋梁長寿命化点検計画事業 72 橋（近傍）	村	
		長寿命化修繕維持計画策定 72 橋	村	
6 子育て環境整備、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	住民保養センター利用促進事業	村	
9 集落の整備	(1) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	持家住宅促進奨励事業	村	本施策の効果は将来に及ぶ
		住宅増改築工事補助事業	村	
		廃屋等解体撤去工事補助事業	村	
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興事業	木材工芸・絵画等芸術展覧会開催事業	村	本施策の効果は将来に及ぶ
		郷土資料の整備及び埋蔵文化財展示事業	村	
		松浦武四郎・アイヌ文化資料収集編集事業	村	
		鉄道の歴史遺産等活用事業	村	

11 再生可能エネルギーの利用の促進	(1) 過疎地域持続的発展特別事業 再生エネルギー利用	木質チップボイラー更新事業	村	本施策の効果は将来に及ぶ
--------------------	--------------------------------	---------------	---	--------------